

8-1 自動運転の社会実装に向けた法律改正

～総論

レベル2以下の自動車は、運転に関する「認知、予測、判断、操作」を行うのはあくまで運転者であるため、法律的な問題はほとんど生じません。

これに対し、レベル3以上の自動運転車は、「認知、予測、判断、操作」をシステムが行う場面が出てくるため、法律的な問題が生じてきます。

政府は、2018年4月、「自動運転に係る制度整備大綱」を公表し、自動運転の社会実装に受けた基本方針を示しました

「自動運転に係る制度整備大綱」では、分野別の基本的施策の方向性が示され、各関連法規について、検討の方向性が示されました。

そして、関連法規の所管庁は、「自動運転に係る制度整備大綱」が示した方向性に従って、関連法規の改正等を進めています。

大きな動きとしては、2019年5月に道路交通法と道路運送車両法の改正がなされました。また、2020年には道路法の改正も予定されています。